

コンプライアンス規程

東京反訳株式会社

2025 年 4 月 1 日版

目次

第1章 総則	3
第1条（目的）	3
第2条（適用範囲）	3
第3条（用語の定義）	3
第2章 コンプライアンスの基本方針	3
第4条（基本姿勢）	3
第5条（情報管理の原則）	4
第6条（情報分類と取扱い）	4
第3章 インサイダー取引の防止	4
第7条（インサイダー取引の禁止）	4
第8条（未公表情報と取引の自粛）	4
第4章 SNS利用ガイドライン	5
第9条（SNS利用上の注意）	5
第10条（投稿禁止例）	5
第5章 コンプライアンス体制と教育	5
第11条（コンプライアンス責任者）	5
第12条（教育・研修）	6
第13条（関係者の管理）	6
第6章 違反行為への対応	6
第14条（内部通報）	6
第15条（違反行為への処分・責任追及）	6
第7章 補則	7
第16条（規程の改廃）	7
第17条（発効）	7

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、東京反訳株式会社（以下「当社」という。）の従業員および業務委託先が、当社および顧客の機密情報を取り扱うにあたり順守すべき事項を定め、違法行為・不正行為の防止と社会的信頼の維持を図ることを目的とする。

また、情報セキュリティ基本方針及びプライバシーポリシー（個人情報保護方針）に基づき情報管理体制を構築し、当社のコンプライアンス水準を継続的に向上させることも目的とする。

第2条（適用範囲）

1. 本規程は、役員及び従業員（正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト等を含む）および当社と業務委託契約を締結しているワーカーや協力会社等（以下「関係者」という。）に適用する。
2. 関係者は、本規程を理解し、順守する義務を負う。

第3条（用語の定義）

1. 「機密情報」とは、当社および顧客に関する一切の非公開情報、およびこれに準ずる重要情報をいう。顧客から預かった音声データや文字起こし作業等の過程で取得したテキスト化、映像化された情報を含む。
2. 「インサイダー取引」とは、上場企業等の株式等の取引に際して、公表されていない重要事実を知り得た者が、当該事実の公表前に株式の売買等を行う行為をいう。
3. 「SNS」とは、Facebook、X、Instagram、ブログ、掲示板、その他インターネット上で情報を発信・共有できるサービス全般を指す。

第2章 コンプライアンスの基本方針

第4条（基本姿勢）

1. 当社は、関連法令・規則の順守、社会的規範への適合および顧客・社会からの信用維持を最優先とする。
2. 関係者は、常に高い倫理観を持って業務に従事し、社会的責任を認識した行動をとらなければならない。

第5条（情報管理の原則）

1. 当社および顧客の機密情報を取り扱うにあたっては、情報の機密性・完全性・可用性を確保するための適切な管理措置を講じる。
2. 機密情報にアクセスした場合、その取得経緯・アクセス権限・保管場所・アクセスログ等が追跡可能な状態を維持するものとする。
3. 関係者に業務を委託する場合は、機密情報の取り扱いに関するルールを守り、責任範囲を明確に定め、必要に応じ当社が用意したセキュリティチェックへの回答や誓約書を締結する。

第6条（情報分類と取扱い）

1. 当社が取り扱う情報は、重要度や機密性の度合いに応じて分類し、分類に応じた管理ルールを適用する。
2. 第3条で掲げた機密情報うち、以下に掲げるような企業や組織の運営に影響を与える可能性が極めて高い重要情報（取締役会議事録、株主総会議事録、第三者委員会や内部通報情報、IR 情報を含む会議の記録、非公開の重要な国際会議、軍事機密の情報、訴訟手続きに供するための情報等の法律事務に関する記録等）を取り扱う際は、アクセス権の厳格な制限や取り扱い可能な関係者の評価基準を設ける。

第3章 インサイダー取引の防止

第7条（インサイダー取引の禁止）

1. 関係者は、業務上知り得た上場企業等の未公表の重要情報を利用した株式等の取引を一切行ってはならない。
2. 関係者は、インサイダー取引禁止対象となる可能性がある企業の株式等を保有・売買する場合、自らが当該企業に関する未公表の重要情報を有していないことを確認しなければならない。
3. 顧客から預かった情報に基づいて当該企業の株式等の売買を行うこと、または当該企業に関する情報を第三者に漏えいして取引をそそのかすこと等は厳禁とする。

第8条（未公表情報と取引の自粛）

1. 顧客から預かった情報に未公表の重要事実が含まれる可能性がある場合、情報を取り扱う業務に携わる関係者は、当該企業の株式等を新規に取得することはもちろん、保有している場合の売却についても慎重を期すこととする。

2. インサイダー取引が疑われる行為により当社や顧客に損害や信用失墜等が生じた場合、当社は関係者に対して損害賠償請求等、法的措置をとることがある。

第4章 SNS利用ガイドライン

第9条（SNS利用上の注意）

1. 関係者は、業務上知り得た機密情報（顧客名、プロジェクト内容、新商品・新サービス情報など）を、いかなる SNS であっても投稿・発言してはならない。
2. 関係者が SNS 上で個人として情報発信する場合であっても、当社や顧客の機密情報を推測させるような内容の投稿、デマや誤解を招く情報を流すことなど、当社の社会的信用を損なう行為をしてはならない。
3. SNS の利用に関して疑義がある場合は、速やかに役員または上長、業務委託担当者に相談し、指示を仰ぐものとする。

第10条（投稿禁止例）

関係者は、SNS への投稿、コメント・シェア等によって、第1項から第4項に該当する行為を行ってはならない。

1. 顧客が未発表の製品・サービスに関する情報、内部会議の内容、業績予想等
2. 関係者が作業した音声データや文字起こししたテキストの一部または引用
3. 「〇〇企業プロジェクトに参画している」等、業務外からは知り得ない顧客情報を明示する投稿
4. その他、当社および顧客の機密情報に該当する内容を推察・特定できる投稿

第5章 コンプライアンス体制と教育

第11条（コンプライアンス責任者）

1. 当社は、コンプライアンス推進のための責任者（以下「コンプライアンス責任者」という。）に代表取締役を任命する。
2. コンプライアンス責任者は、本規程の整備・運用を統括し、監査室を通して定期的なモニタリングや監査を実施する。

第 12 条（教育・研修）

1. 当社は、コンプライアンスおよび情報セキュリティに関する理解を深めるため、関係者を対象に定期的な研修を実施する。
2. 研修は、インサイダー取引防止策、SNS 利用リスク、機密情報管理事例、過去の事例に基づく注意喚起などを含めた具体的な内容とし、工夫改善に努めるものとする。
3. 当社は、研修実施の実績および参加状況を記録・管理し、顧客や社会に対して必要に応じて開示できるようにする。

第 13 条（関係者の管理）

1. 当社は、関係者を選定する際に、業務品質だけでなくコンプライアンス意識やセキュリティレベルの評価も行い同様に重視する。
2. 取り扱う情報の機密性および業務の重要度に応じて、関係者に求める契約上の義務や遵守事項、誓約事項を明確化し、説明の上で合意を得る。
3. 必要に応じ、関係者と個別に重要事項説明や誓約書を取り交わし、ルール違反があった場合は罰則や損害賠償の可能性があると明記する。

第 6 章 違反行為への対応

第 14 条（内部通報）

1. 関係者は、疑わしい行為や違反行為を発見した場合、速やかに上長またはコンプライアンス責任者へ報告する。
3. 通報は、実名・匿名を問わず、当社は受け付けるものとする。
2. 通報を行った者に対して不利益が生じないよう、通報者保護に配慮する。

第 15 条（違反行為への処分・責任追及）

1. 関係者が本規程に違反した場合、当社は就業規則や業務委託契約書に基づき、懲戒処分または契約解除等の措置を行うことがある。
2. 違反行為によって当社や顧客に損害（信用失墜を含む）が生じた場合、当該違反者に対し損害賠償請求を含む法的措置をとることがある。
3. 違反が刑事罰や行政処分に該当する恐れがある場合、当社は速やかに関係当局へ通報する。

第 7 章 補則

第 16 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、コンプライアンス責任者が提案し、取締役会の承認を得て行う。

本規程は、社会情勢・法令改正・顧客ニーズに合わせて定期的に見直しを行うものとする。

第 17 条（発効）

本規程は、2025年4月1日から施行する。